

令和2年 第8回農業委員会議事録

令和2年8月25日午前10時00分に第8回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第27号 非農地証明について

議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

令和 2 年 第 8 回 農 業 委 員 会 議 事 録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 8 回通常総会を 8 月 2 5 日（火）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。憲章につきましては、緑色の封筒の後ろにありますのでご覧ください。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 9 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

今日はどうもご苦勞様でございます。暑い日が続いておりますけれども、盆明け早々に農地パトロールをしていただきまして、ありがとうございました。

農地パトロールで歩いてみますと、耕作放棄地の一步手前の、耕作されていない土地が最近増えてきていると思います。それでみなさんには特に耕作されていない土地が、耕作放棄地にならないように気を付けて、持ち主等に耕作だけはしていただくようお願いし、てくださるようお願いいたします。

まだまだ暑い日が続きますので、体調など崩さないように、皆さん気を付けて作業をしてくださるようお願いいたします。以上挨拶といたします。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により

会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今より令和2年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 高橋 央委員 6番 石川富士太郎委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。後藤委員。

(15番 後藤一彦委員)

15番後藤です。今月の19日に農業次世代人材投資支援事業状況確認報告会というのが報告されておりますけれども、この農業次世代人材投資支援事業について、内容等お話しただければと思います。

(議長)

事務局長。

(岸事務局長)

農業次世代人材投資支援事業についてのご質問ですけれども、分かりやすく言うと年間150万円を受け取って独立就農を目指す方に対する支援事業として、受給している期間

プラスアルファで活動の報告会を開いて、その状況について確認する必要があります。その個人個人の面談会として、19日に開催させていただいております。その時の該当者は11名で、その方々と面談させていただいたという形でございます。以上でございます。

(議長)

後藤委員、よろしいですか。他にご質問ございませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、議第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

農地法第3条の規定による許可申請は議案書1ページです。案件は1件です。No.1の渡人は高齢化による経営縮小のため、受人は経営規模拡大のための所有権移転です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に議第27号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第1班主任、伊勢村孝之委員の報告を求めます。

(7番 伊勢村孝之委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に議第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現

地調査第1班主任、伊勢村孝之委員の報告を求めます。

(7番 伊勢村孝之委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。笹原委員。

(7番 笹原 哲委員)

7番笹原です。今、農地法第5条の申請ということで、No.2について土地改良区より意見書がありますので報告させていただきます。当該地は徳良湖新堰地区維持管理事業の受益地であるが、農地転用はやむを得ないということでもあります。以上です。

(議長)

他にご質問ございませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時25分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年8月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____